

「日光市まちづくり基本条例」見直しに関する提案書提出にあたって

日光市まちづくり基本条例は、平成20年4月1日に施行されました。

この条例は、市民・市議会・市が一体となって、まちづくりを進めていくための基本となる考え方や、その仕組みについて定めたもので、日光市の最高規範として位置付けられています。また、子どもや孫の代に、日光市がもっと良くなっているよう、将来に向けて守り育てていかなければならないものです。そのため、条例第28条において、施行から4年を超えない期間ごとに、その時々々の社会情勢に応じた見直しをすることが規定されています。

平成27年度は、前回の見直し実施から4年目を迎えるため、条例見直しの検討を進めるにあたり、あらためて、市内の市民活動団体からの推薦委員15名で構成された「日光市まちづくり基本条例を守り育てる市民会議」が設置されました。

本会議においては、市役所若手職員で構成された検討委員会とともに、合同で「条例の検証」、「改正の必要性」、「条例の周知」、「条例活用の施策」について、約5ヶ月間にわたり、様々な議論を重ねてまいりました。

その結果として、市民の手によって作られたこの条例を守り育てるために、今必要とされている「まちづくり基本条例への思い」を盛り込みました本提案書を提出いたします。

日光市まちづくり基本条例を守り育てる市民会議